

# 文部時報

第1001号

昭和36年1月

文化財所感 小泉 信三…2

勤労青少年教育雑感 斉藤 正…9

座談会

「進展する社会と青少年教育」……………16

天城 勲 岩井竜也 岩淵英之  
木村泰夫 平戸裕三

進みゆく社会の青少年教育(概要)……………38

へき地教育の現状と問題点の  
分析……………初等教育課…73

交換授業の効用……………堀尾 貫文…91

≪新春随筆≪

きやすめ……………稲田 清助…50

はるかなる正月……………渋谷 秀雄…54

気が変わる話……………関口 隆克…59

待つことができない……………天野 利武…63

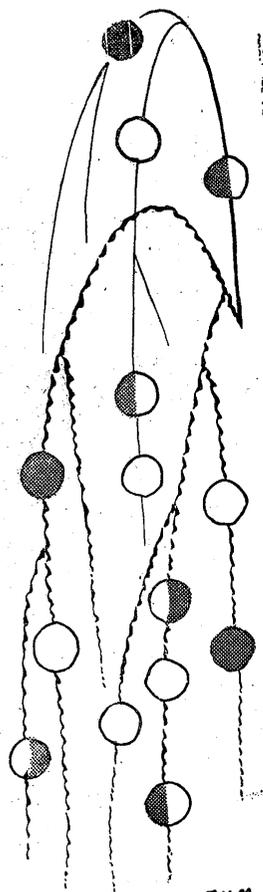
習 慣……………釘本 久春…68

初等中等教育局長所管事項説明要旨

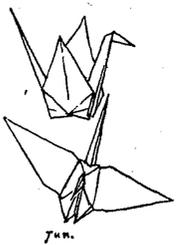
(昭和35年度校長研究協議会)……………45

教材用映画・幻燈紹介……………15

表紙 鈴木和丈 カット 正木 淳



# 文化財所感



小泉信三

文化財所感という題でお話してみたいと思います。文化財保護ということについて、私は従来まったく無縁でした。この題について、ものを書いたことも、また講演をしたこともほとんどなかったかと思えます。その私が出しゃばってきてお話しすることになりましたのは、まったく文化財保護委員長代理をしておられる矢代さんのお薦めにしたがったものです。

さきごろ、皇太子、同妃両殿下がアメリカにおいてになりましたが、そのアメリカを訪問なさるにつきまして、改めて日本のことをよく知っておきたい、また、アメリカにおいて見聞すべき事柄について知識をもっていたいというところから、何人かの学者のご進講

かというお頼みを受けますと、私としては、どうもお引き受けしなればならない次第でありまして、こういう前置きをいって申し訳がありませんけれども、そういう次第で出てまいったわけでありませぬ。

さて、文化財の保護ということですが、文化財ということばは従来日本にはなかつたと思えます。明治以前には、文化財という文字はなかつたと思えます。明治にも、おそらくなかつたと思えます。たぶん大正以後に使われたことばでありましょう。今日、日本には文化財保護法という堂々たる法律がありまして、また、その付属の法律、規則も制定され、文化財保護委員というものが、ひじょうに鄭重な手続きで任命されておりまして、文化財ということばは、日常用語になりましたけれども、しかし、これは日本では、そんなに古いことばではないと思えます。というのは、これは固有の日本のことばではなくて外国語の翻訳だろうと思えます。もとのことばは、ドイツ語の Kultur ･ Grut、これを翻訳して文化財としたのだと思えます。文化財とは、すなわち文化のためによきもの、あるいは文化の産物であるところのよきものということだろうと思えますが、しかし、これは、ほかのヨーロッパのことばにはあまり使われない。例えば Kultur ･ Grut に相当する形の英語はカルチャーでありまして、カルチャー・グッドということばは、専門家はどうかもしれないのでありますが、一般の用語にはなっていない。しかし、ドイツでは Kultur ･ Grut ということばはごく普通のことばでありまして、ドイツの百科辞書をみれば、 Kultur ･ Grut という項目を

をおきになりました。いわば試験勉強をなさったわけでありませぬ。その試験勉強の一つとして、矢代さんの東洋および西洋の美術に関する数回の講義をおきになりました。私も陪聴を許されまして、そのお話をききましたが、実に興味しんしんたる、また有益な、しかもニーモアにとんだお話でありまして、陪聴した侍従、女官たちのひとびとの間から、もつとやっていたいだきたいという声がおこりました。両殿下もひじょうに興味をもっておきになりました、ことに妃殿下はノートまでとって熱心におきになりましたが、その講義を矢代さんに頼みにいただきましたのは私でありますので、その矢代さんから、今度こういう催しがあるについて、出て講演をしない

説明した百科辞書はないと思えます。しかし、英米では、エンサイクロペディアを引いて見ましたが、カルチャーという文字はない、カルチャーという文字は説明しておりません。イギリスでは、そういうときに多く使われることばはシビリゼーション(文明)ということばであり、ドイツでは Kultur ･ Grut (文化)ということばを使う。文化と文明と同じか、あるいは、どう違うかというところ、これは、どのようにも議論できると思えますけれども、しかし、 Kultur ･ Grut という文字の感じと、シビリゼーションということばの感じはちがうように私どもには受けとれる。例えばさかんにビルディングが建つて、道路が発達して、どこうちにも電気冷蔵庫があり、冷暖房の設備が整っておる。これは高いシビリゼーション、文明が進んでおるといってよいと思えます。けれども、例えばカントの批判哲学や、ベートーベンのシンフォニー、あるいはゲーテの詩というようなものを生み出した国民は、これはシビリゼーションが高いといったほうがいいかというところ、ことばの感じの上では Kultur ･ Grut ということばのほうが適當するよう感じられます。これを、西ヨーロッパで、イギリス、フランスにたいしておかれて発達したドイツ人が、ことに文化の精神的方面を重視して、ドイツ人は、昔から自分の国はランド・フォン・デヒター・ウント・デンカー、詩人とか、思想家の国だというようなことを、よく誇っていいますが、このドイツ人の思想に伝わるどころの精神尊重主義、あるいは理想主義的な感じが Kultur ･ Grut ということばにはつき、そして英米の物質文明はシビリゼーションということばでいわれておるように思う。

日本では、文明開花ということばがひじょうに行なわれて、文明という、シビリゼーションということばは大へん重きをおいた。しかるに、大正のころからして、文化ということばのほうに、ひとびとが多く執着を見いだすようになったのは、やはり日本の近年の思想において、物質文明の進歩ということだけにあきたりないで、なにか、もつと理想主義的に、精神的なものを求める傾向が、やはりこのことばの使い方にも現われてきたように私は感ずるのです。

それで文化ということばは、およそ、いつごろから使われたかという、私は大正年間だと思いますが、それはドイツで、新カント派の哲学、文化哲学と称する哲学の流れが強くなって、それが日本にも及んだことが一つの動機をなしておるように思います。

ドイツの新カント学派といわれたビンデルバントやリッケルトの哲学では、自然と文化ということばを相対立させました。自然は自然、文化は、人間が価値を認めて働くところにおけるところの現象、この自然と文化ということばを対立させて、そうして自然科学にたいして、文化科学ということばもいい、また、文化哲学ということばも使い、文化価値というようなことばをしきりに用いるようになりました。これは、専門哲学者の間では珍しくないことであつたと思いますが、専門外のひとびと、ことに経済学のほうでは、左右田喜一郎というような人が出まして、しきりに哲学者以外一般に向かつて文化価値を説き、文化哲学を説いた、そのことが、たまたま明治以来の文明にたいして、なお、あきたらないところがあつて、もつと精神的なものを求めたいという国民の要求、それからまた精神

眞の展覧会をやりました。その展覧会の写真などが日本にきて、われわれの目にふれましたが、そういう日本で焼いてしまったものを、アメリカの心あるひとびとがおしんで、そうしてりっぱな写真の展覧会を開いたという記事をもつて、私どもの感ずることはなにかということ、われわれは、いかにも恥かしいことをした、いかにもすまないことをしたという感じをもつ。それは、われわれがあなたかゝいものをきて気持ちがいい、うまいものを食つて愉快だ、そのうまいものが食えない、あなたかゝいものが着られないという欠乏の感覚とはちがうところのすまない、恥かしいという感じを私どもはもつた。それはなにかといえは、われわれ国民として祖先から伝えられた、これを子孫に間違ひなく伝えなければならぬところの義務をわれわれが怠つたという、その感じが、われわれに一種名状しがたい恥かしい、すまないという感じをあたえさせたものであると思ひます。すなわちこういう問題にふれるときに、われわれは、国民というものは、過去から現在、未来を通じてある歴史の、過去と現在と未来をつなぐところの存在だということを痛切に感ずる。すなわち文化財の問題を考へるときに、われわれは最も純粹なる愛国心、愛国心の最も純粹なる発露を感ずるといふふうにいっていいのではないかと思ひます。

自然の順序として国民ということばを考へますと、国民は一つの領土のうちに、一つの政府のもとに住むところの人の群が国民であります。国民と一応いいますが、そして習慣を同じくし、歴史を同じくし、多くのある言語を同じくするところの集団が国民であるが、

的なものが高尚にみえるということもありましたが、そういうことからして、大正年間になつていい出してきて、しまいには文化人だとか、文化住宅ということばまで使われるようになりました。今日文化財ということばが、日本の普通のことばになりましたことも、やはりそういう要求と無関係ではないと思ひます。何物か、日常の物質生活以上の何物かを求めたいという要求と、そうして文化ということばを使うということが関連して進んできたようにみられるのであります。日常の物質生活、すなわち、うまいものを食べてあなたかゝい着物をきて便利な家に住む、それだけであきたりない、何物か、それ以上のものを求めたいという精神的・理想的な要求、これが文化ということばを普及させた事実と関連をもつておるように思ひます。

その理想的な要求というのはなにか。これは深く研究すれば、いろいろ議論ができると思ひますがけれども、私は、この理想的な要求でいちばん強いのは祖先および子孫にたいする義務、祖先にたいし、われわれに伝えられてきたところの、祖先のつくつて、われわれに伝えられたところの価値あるものを、さらにわれわれの子孫に伝える、傷つけないことなく、あるいは、よりよきものとして子孫に伝えるという義務を感ずるところに、文化ということばをひとびとが重んじ、また文化財ということばをいい出したのは、そういう要求と関連して、そういう心の要求から発しておるように私は思ひます。例えば法隆寺の金堂の失火、そのときに、アメリカではハーバードの日本の美術研究者のひとびとがひじょうに残念に思つて、りっぱな写

その歴史を同じうする、同じ歴史を背後にもつということは、すなわちひとびとが、同じ船に乗つて、風や波をしのいで航海してきたのと同じ感じをもつてあつて、われわれは、歴史という時の海の上を、同じ船に乗つて、こまごま航海してきた。これから先きも航海を続けていく。すなわち、同じ日本人とともに長い海の上を航海するときに定危休戚をともにしてきて、これからもともにするといふ感じをそのときに痛切にいだく。それゆゑに、ドイツの学者などは、その国民をシックサルゲマインシャフト(運命共同体)と呼ぶこともありますが、その説明は、私どもにすぐわかると思ひますが、国民は一つの森林のようなものであつて、森林をとつてみれば、若い木もあれば、老木もある、また育ち盛りの木もあつて育つたわりに、老木はくちて倒れる。だから一つ一つの木をみれば、育つていくものも、くちていくものもある、しかし、森林全体としては変わらない。それと同じように一つの国民というものも、生まれたばかりの子どももあれば、小兒もあり、少年、青年、壮年、老年もある。ひとりびとりの人間をとれば、常に変化しておりますけれども、国民全体は、森そのものが変わらぬように、そこに厳として存在する。いわば永久の生命をもつておる。その生命をますます健康なものにし、ますますそれを力強いものにしていきたいということが、われわれ国民の共通の願ひであると思ひます。

ここで、私がよく引くごく平凡な話でありますけれども、アメリカの大統領であつたエブラハム・リンカンに、あるときの人を大臣にとつたらよからうと、友だちが閣僚の候補者を推薦した。その

ときに、リンカンはその人を採用しなかった。そしてあとで、推薦者に向かつて、一あの人をとらなかつた、顔が気に入らないから！こういったという。それにたいして友だちは、それは過酷じゃないか、彼は自分の顔に責任はないといった。リンカンは、そうではない、オーバー・フォーティ・イズ・リスボンシブル・フォー・ヒズ・フェイス(人間四十以上にもなれば、自分の顔に責任がある)、といったことばがよく引かれておる。これは私は甚だ味わうべきことばであつて、人が好男子であるか、醜男かは別として、学問、芸術の道に精進した人、あるいは大なる事業をなしたげた人は、なにか顔に現われておる。一種の美、一種の威厳、気品がその顔に現われておる。すから、リンカンが、人間四十以上にもなれば、自分の顔に責任があるといったことばは、はなはだ私は道理があると思ひます。顔は、やはり自分でつくるものだ。人間は生まれたままの顔で死ぬのは恥かしいことだということを申した人があります。これも、やはり同じことであつて、顔は自分でつくるものだということだろうと思ひます。私はリンカンのいったことばは味うべきことばだと思ひます。これは国民についてもいえるのじゃないか、われわれは、われわれの祖先から受け継いだ国の文化を、ただ、そのままのものとして次の時代に譲り渡していいのか。結局それをよりよきもの、より高きもの、またより大きいものとして次の時代に譲り渡すべきではないか。生まれたままの顔で死ぬのが恥すべきことであると同じように、一つの時代というものが、その前の時代から受け継いだまま、そつくりそのままを次の時代に引き継ぐということだけではない

のか。なにか、それにつけ加えるべきではないかということをも痛切に感ずるのですが、しかし、よりよきものを次の時代に残すというよりは先きに、われわれは、われわれの祖先の残した価値のあるものを失わない、傷つけないことが、まず根本であります。よりよきものにすべきであるが、しかし、それより前に、われわれが祖先から受け継いだものをそこなうことなくして次の時代に伝えるということが、われわれに課せられた義務であつて、それを怠るときに、われわれは苦痛を感ずる。それを怠つたということを知るときに苦痛を感ずる。例えば先ほどの法隆寺の問題にいたしましても、ただ損をしたというのではなく、私どもはすまないことをしたということを感じるのは、そこからきたのではないか。そういう意味において、私たちは文化財の問題を考へるときに、最も純粋な意味の愛國の情を切にするといつてもよいと思ひます。

文化財の保護という問題について、私は以上のようなことを感ずるのであります。文化財の問題を考へるときに、私たちは、われわれの国民、日本国民というものが、過去から未来にわたつて存在するものだ、過去から未来にわたつて生きるものだということを最も痛切に感ずると申したいのです。それは概論でありまして、次に私は二つの問題について意見を申し上げたいと思ひます。

一つは、文化財保護の限界であります。いま一つは、文化財保護と平和の問題であります。文化財の保護は、今日は、だれもその必要を争はない。ただ、どの程度まで文化財の保護とすることを実行すべきであるかということについては、高い見識を必要とするとい

うことを申したのであります。文化財の保護のためには、むろん經費を必要とする。しかし、その經費はほかにも用途をもつておるものである。つまり金がかかる。その金は、ほかにも用途をもつておるものである。そのほかの用途を、どの程度にとどめて、文化財保護のためにこれをあてるか、あるいは文化財保護のための經費を、どの程度でさいて、他の目的に、どの程度までわかつべきであるか、この問題は、私は高い政治的識見と、そうして政治家が、学問、芸術にたいする深い理解をもつということを要求するとともに、文化財保護の任に当たる人が、また広い視野をもたねばならぬといむつかしい問題であると思ひます。実際の場合に、これを決断することは、種々の難問題があると思ひますが、原則としては、政治家が学問、芸術にたいする深い理解をもつということ、そうして文化財保護の任に当たる人は、政治、社会の問題にたいする視野の広いことを要求されるということであると思ひます。一家の問題にいたしましても、私どもが生活に苦しんで、祖先から伝つたところの名器を売つて食べものを買う、あるいは名器を売つて子どもを学資にするという場合はおこる。そうしてそれは痛切な問題でありまして、どんな場合でも、教育を犠牲にしても、生活を犠牲にしても名器を保存すべきだともいえないし、また、わずかばかりの必要に迫られて、祖先伝来のものを売り払うということの心得であることももちろんである。国にいつても、私は、そういう問題がおこると思ひます。終戦後の日本については、そういう問題は痛切な現実の問題であつたと思ふ。今日は、幸いにして余裕をもつてその問題

を判断することができずけれども、終戦直後の困難な場合に、国宝もまた国民の生活にはかえられない、しかし、それは残念なことだといふ判断は、それぞれ多くの人を苦しめたことと思ひます。その時分に、志賀直哉氏が、書いたものの中に、文化財の保護もたいてい書いたことがありました。志賀氏にしてこの言があるが、これは、それを説いた人が志賀直哉氏であるために、いつそう重きをなしておりますが、この問題は常に真剣に考へなければならぬ。

文化財の保護ということ、はかりにかけられますものは、社会の進歩ということでありませう。社会の進歩のために、文化財の保護ということをおいて止めるか、あるいはどの程度まで主張すべきか、社会の進歩、そうして今後の問題としては、社会保障と文化財の保護とははかりにかけるといふむつかしい問題が、たびたびおこつてくると思ひますが、これは、くり返して申しますように、識見ある政治家の判断と、そしてまた、識見ある文化財保護責任者の判断とによつてきめられなければならない。ただ、しかし、過去の例にみますと、軽々に目前の必要にせまられて文化財を処分したという例のほうが大きいと思ひます。文化財を守るために、国民の生活を犠牲にするというあやまちをおかすよりは、文化財保護を忘れて目前の必要に應ずるといふあやまちのほうがわかり易いと思ひますが、しかし、これは、どこまでも均衡ある判断をしなければならぬ。そのために、政治家および当局者の識見を要す

るといふことを、これは当たり前のことではありますが、申したいと思ひます。

ことに文化財の保護の問題については、これが私有財産制度の社会においては、文化財の保護と特定の人の利益とが、あるいは合致し、あるいは衝突するために、そこにしばしば腐敗がおこり易いといふことは、いずれの国にもあるので、この点について、当局者のひじょうに細心な注意を、とくにきびしくされることを祈るのであります。

最後に、文化財の保護と平和の問題は、これは改めていふまでもなく、文化財の保護といふことと平和の意義といふことは不可分であつて、文化財保護の見地からみて、最大の敵は戦乱である。あの法隆寺の失火、あるいは金閣寺、その他の焼失といふような事件にあひまして、私どもは実に痛嘆していうところを知らない。なんといふことをしたのかといふふうに感じましたけれども、一度戦争がおれば、何百金閣寺があつても、何百法隆寺があつても、その完全は保証されないのであり、もし私の記憶が正しければ、ローマのパチカンの有名なミケランジェロの壁画、天井画の壁画、あそこで、ある戦乱のときに、兵士が、あのロビー等に宿営して、ミケランジェロの前でたき火をしたといふことを読んだことがあります。これが戦争といふものであります。今後の兵器の発達を想像すれば、戦争の惨害は想像を絶する。太平洋戦争において、日本の古美術を保護してくれたランドン・ウォーナー氏が、とくに米軍司令部に警告して京都と奈良を爆撃目標から除かせたといふことは、千

古に伝えるべき美事ではありますが、今後、戦乱がおれば、かくのごときことを再び期待することはできない。ただ、私が申したいことは、国家戦乱といふのは、外戦も内乱も両方でありませう。すなわち文化財保護の見地からみて、われわれの最もおそろしいことは戦争と革命、国のそとと、国のうちにおけるところの動乱、これが文化財保護の見地からみて、最大の敵であります。ただ、日本の一部の評論家の間に、国と国との戦争にたいしてはひじょうにきびしい批判をいたしますけれども、国のうちの動乱、革命ということにたいしては、むしろ奨励することとき言論が行なわれておりますが、それは、まったく事理を解せざるものでありまして、戦争と革命と、この二つが、われわれの最もおそれなければならぬものであります。内外の平和、二つの平和、このことを私たちは常に心に銘じたいと思ふ。二つの平和といふことは、すなわち秩序ある社会の進歩といふことであつて、私自身は、信念から、くり返えしくり返えし秩序ある進歩を願う。しかし、その進歩は法秩序を尊重する進歩でありたい。それは、なにも文化財保護と関係なく説いておるのであります。今日は、社会問題をお話しに出たのであります。んけれども、だんだんお話ししております間に、わが田に水を引くといふ結果になつたのであります。

昭和36年使用表紙図案入選者

昭和三十六年に使用する「文部時報」表紙図案は、選考の結果左記のかたがたの作品が入選ときましたのでお知らせします。

鈴木 和 丈

茨城県那珂郡那珂町菅谷  
菅谷中学校教諭 (一月～三月)

小林 達 也

東京都北区袋町二の二九小倉方  
多摩美術大学図案科(四月～六月)

篠が谷 克 己

静岡県静岡市一番町一九  
(七月～九月)

山田 一 之

東京都品川区大井立会町五六四  
ます山食堂内  
多摩美術大学図案科  
(十月～十二月)

編 集 後 記

まず一九六一年、おめでとうございます。

昨年までの文部行政は、教育課程の改訂にあげ暮れていきました。今年この課題は、所得倍増計画のスタートとともに、義務教育の一層の充実と、さらに後期中等教育をすすべてのものにという大目標を進めてゆく年であると思えます。それに続く大学制度についても、現在中央教育審議会で審議中ですが、とにかく社会、経済の発展に伴う中等教育の拡充が、真剣に考えられてきています。

一月号は、この問題を中心に、教育の方向を展望してみました。第一の問題は、学校教育制度の枠外にある勤労青少年の教育であり、この点について、担当されている社会教育局長に今後の抱負を明らかにしていただきました。第二として、昨年発展された白書「進みゆく社会の青少年教育の問題点を中心に、青少年教育の現実の姿と、今後の教育制度、組織をどうするかについて、関係各方面からのご出席をいただき検討をお願いしました。

次に、義務教育の充実という点で、みのがしてはならないのは、地域的悪条件のもとにある「へき地」の教育で、こういうところのこされがちな部分をいかに引き上げるかということも今後さらに努力しなければならぬところです。この「へき地」の実態と課題を、初等教育課にいわば白書のような形でまとめてもらいましたが、広く教育関係者のかたがたがこの問題に一層の理解を深めていただければ幸いです。

最後に、広く文化というものについて、小泉信三先生が、文化財保護法十周年にあたり講演されました「文化財所感」を先生のご了承を得て編集部でまとめ、掲載させていただきました。またその他新著思想を教育文化にたずさわるかたがたにお願いしました。

ME J 9410  
文部時報 一月号  
第一〇〇一号

昭和三十六年一月五日 印刷  
昭和三十六年一月十日 発行  
所 著 者 権  
文 部 省

東京都中央区銀座西七の一  
発行者 株式会社 帝国地方行政学会

東京都立川市曙町三の五五  
印刷者 株式会社 行政学会印刷所

東京都中央区銀座西七の一  
発行所 株式会社 帝国地方行政学会

電話(571)二二六〇九  
振替口座 東京五七一

定価 一冊六十五円  
送料 〃 四 円  
一か年 七百八十円  
(送料不要)

ただし増大号・臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申込みは、直接発行所、またはもよりの書店にお願いします。